

調査の項目, 細目, 時期, 地点

調査項目	調査の細目	調査時期	調査地点
1 水塩温分	(1) 水平分布	夏, 冬	13定線
	(2) 鉛直分布 (水温のみ)	〃	10定点
2 流況	(1) 25時間調査	〃	4 定点
	(2) 15日間調査	〃	1 定点
3 海生生物	(1) 海藻類	春	2 定線及び2 定点
	(2) 潮間帯生物	〃	2 定線
4 主要魚類及び漁業実態	(1) イワシ類 (シラス) バッチ網	周年	1 統
	(2) マダイ・チダイ ごち網	4月~12月	2 隻

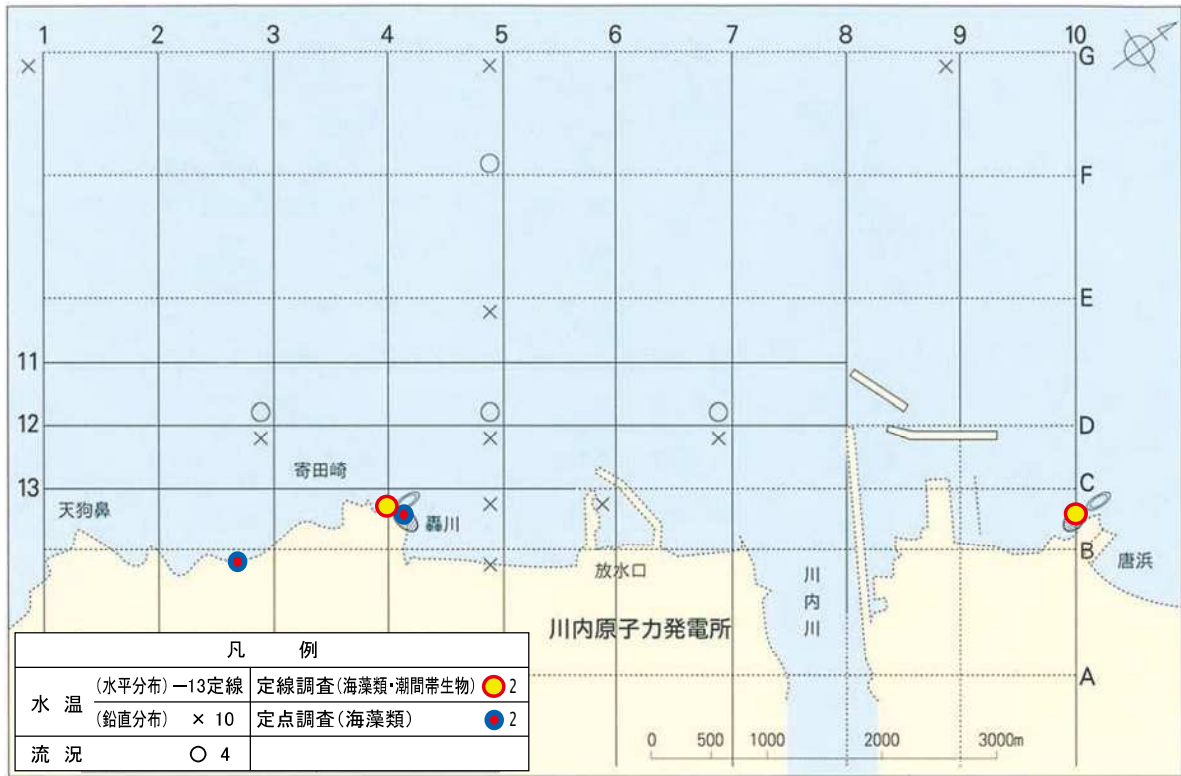


海藻類調査

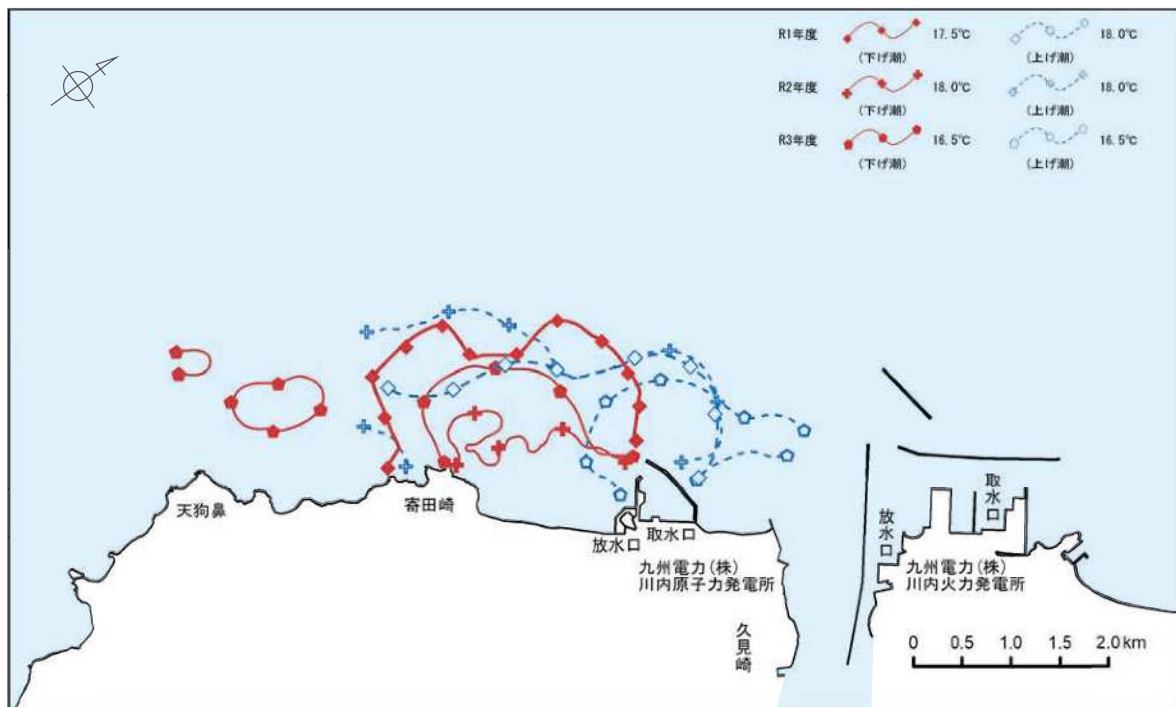


潮間帯生物調査

調査定点(線)図

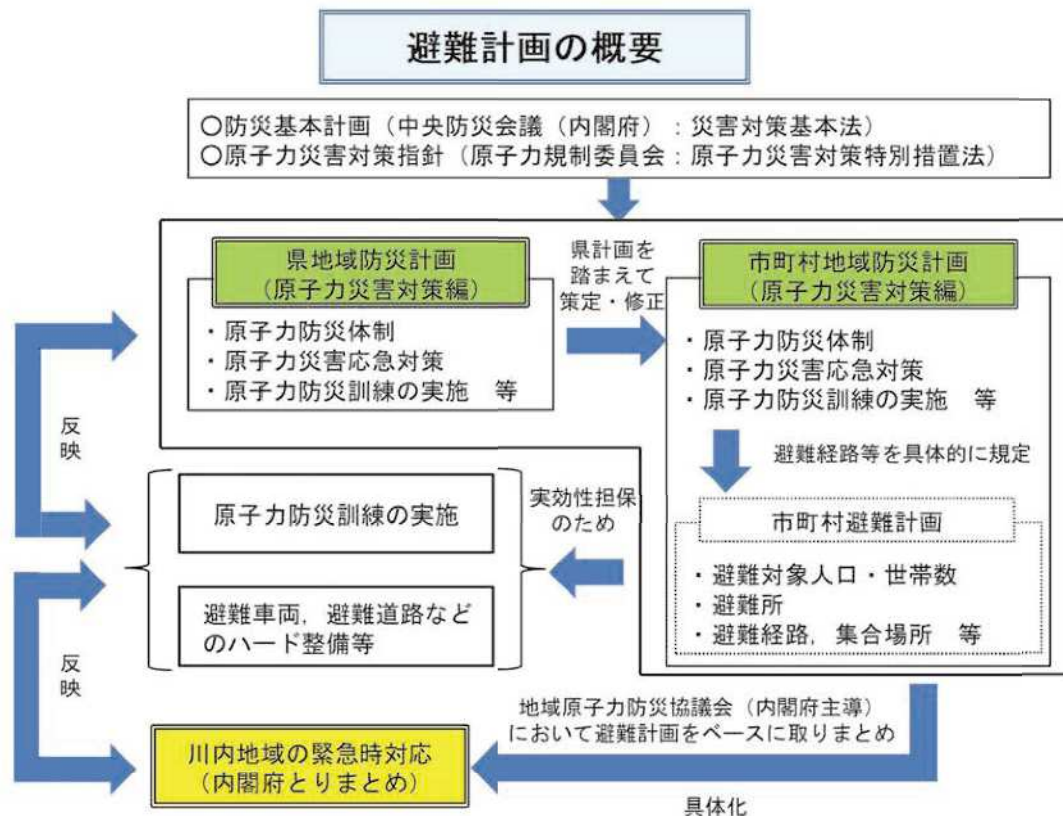


冬季温排水拡散範囲図



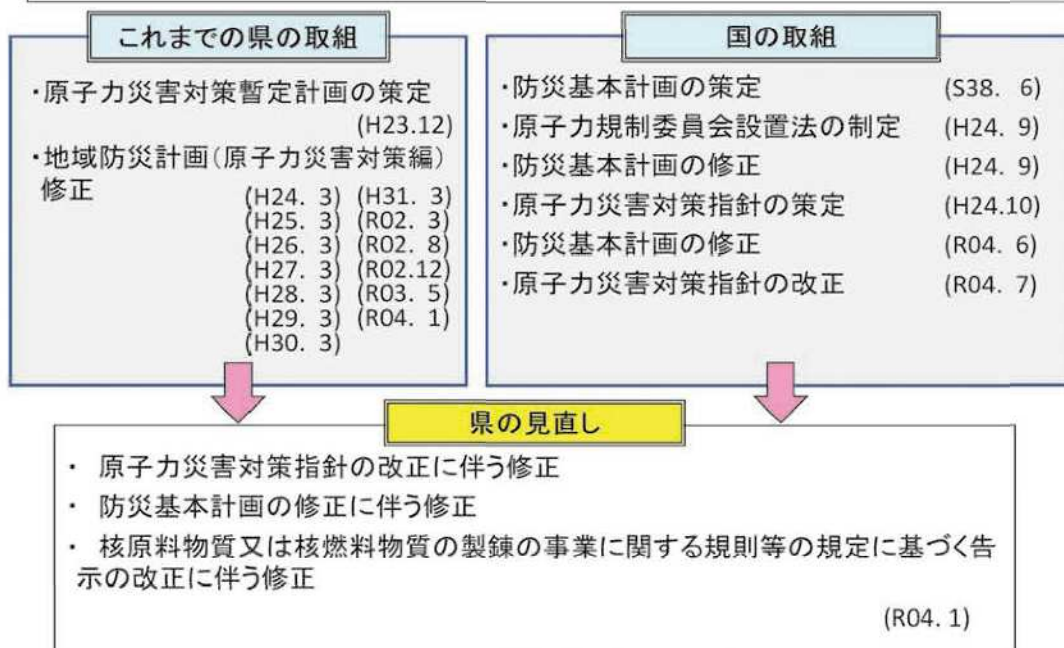
原子力防災対策

県では、川内原子力発電所における原子力災害の発生及び拡大を防止し、その復旧を図るため、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき地域防災計画(原子力災害対策編)を作成し、必要な対策を講じています。



原子力災害対策編の見直しの考え方

福島第一原発事故の教訓を踏まえた原子力防災対策の抜本的見直し



[これまでの県の対応]

- ・「鹿児島県地域防災計画（原子力災害対策編）」の見直し

県では、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、国が策定した原子力災害対策指針等に基づき、川内原子力発電所を中心として概ね半径30キロメートルを、緊急時防災措置を準備する地域（UPZ）として設定することとし、平成25年3月に「鹿児島県地域防災計画（原子力対策編）」の見直しを行いました。

なお、当該見直しまでの間、大規模な原子力災害が発生した場合に備えて「鹿児島県原子力災害暫定計画」を運用しました。

- ・複合災害対策の見直し

原子力災害と大規模自然災害が複合的に発生した場合の対応について、平成24年3月に見直しを行いました。

- ・感染症流行下での防護措置の基本的な考え方の追加

内閣府政策統括官（原子力防災担当）「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」及び防災基本計画の修正を反映し、令和2年8月及び令和4年1月に修正を行いました。

[国の対応]

国においては、福島第一原子力発電所事故後、防災基本計画の修正や原子力災害対策指針の策定及び改正が行われています。

- ・原子力規制委員会設置法等の制定（H24.9, R4.6改正）
- ・防災基本計画の修正（H24.9, R4.6修正）
- ・原子力災害対策指針の策定（H24.10, R4.7一部改正）
- ・原子力災害対策マニュアルの改訂（H24.10, R2.7一部改訂）
- ・地域防災計画作成マニュアルの改訂（H24.12, H25.7）

地域防災計画（原子力災害対策編）

この計画は、鹿児島県地域防災計画の原子力災害対策編として定めています。

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、川内原子力発電所の原子力災害時において、県、市町村等の防災関係機関がとるべき原子力防災に関する事務又は業務の大綱を定めており、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的としています。

第2節 定義

この計画において用いている用語を定義しています。

第3節 計画の性格

鹿児島県の原子力災害対策の基本となる計画です。

第4節 計画の周知徹底

この計画に記載された防災関係機関はこの計画を十分に熟知するとともに、必要に応じて、県民への周知を図ることとしています。

第5節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」を遵守することとしています。

第6節 計画の基礎とするべき災害の想定

福島第一原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、原子力発電所から放射性物質又は放射線が異常な水準で放出され、住民等の生命又は身体に危険を及ぼすような事態を想定しています。

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

1 予防的防護措置を準備する区域（P A Z）

放射線放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、川内原子力発電所を中心としておおむね半径5kmとしています。

2 緊急防護措置を準備する区域（U P Z）

確定的影響のリスクを低減するため、緊急事態区分及び環境において計測可能な値で評価する防護措置基準に基づき、緊急防護措置を準備する区域であり、川内原子力発電所を中心としておおむね半径5～30kmの範囲内としています。

第8節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力発電所の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力発電所の状態を判断し、その区分に応じて予防的な防護措置を準備し、実施するものとしています。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

U P Z 及び U P Z 外においては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時の環境放射線モニタリングの測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施するものとしています。

第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関して、県、市町村等が処理すべき事務又は業務の大綱を定めています。

第10節 本県以外で発生した原子力災害への対応

県は、本県以外で原子力災害が発生した場合等において、県民の安全を確保するため、原子力防災上必要と認められる場合は、本計画に基づき対応します。

第2章 防災体制

第1節 災害応急対策における対応基準

県は、別表の「災害応急対策における対応基準」にしたがって、災害応急体制をとることとしています。

別表 災害応急対策における対応基準

県の体制区分	県の体制の設置基準	県の対応		国の対応	
		県庁	オフサイトセンター		
警戒本部体制	・九州電力から異常時における連絡 [*] を受けた場合において、知事が必要があると認めたとき。	災害警戒本部の設置・運営	—		—
	・県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合において、知事が必要があると認めたとき。				
	・情報収集事態の発生の連絡を受けたとき。		国現地情報連絡室の設置・運営		
対策本部体制	・警戒事態の発生の連絡を受けたとき。	災害対策本部の設置・運営	現地災害対策本部の設置・運営	国事故現地警戒本部の設置・運営	
	・施設敷地緊急事態の発生通報を受けたとき。			国事故現地対策本部の設置・運営	
	・県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合において、知事が必要があると認めたとき。		現地事故対策連絡会議の開催		
緊急時体制	・全面緊急事態に至り、原災法第15条第2項に基づいて、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。			国現地本部の設置・運営	
			・原子力災害合同対策協議会の開催 ・機能グループへの参画		

* 「川内原子力発電所に関する安全協定書」第8条に規定する事項をいう。

第2節 防災活動体制

1 警戒本部体制

警戒本部体制をとるべき状況になった場合、職員の非常参集、情報の収集・連絡体制をとるとともに、総括危機管理防災監を本部長とする災害警戒本部を危機管理課又は災害対策課に設置し、国、市町村、九州電力等の関係機関と緊密な連携を図ることとしています。

また、原子力防災専門官、九州電力等から情報等を得るなど国との連携を図りながら、事故の状況や環境放射線モニタリング情報の把握に努めることとしています。

2 対策本部体制

(1) 災害対策本部

災害対策本部体制をとるべき状況になった場合、知事を本部長とする災害対策本部を設置し、国へ連絡するとともに、県の各組織を挙げて総合的な応急対策を実施することとしています。

・オフサイトセンターの機能確認

国によるオフサイトセンターへの参集の連絡前に原子力規制委員会原子力規制庁川内原子力規制事務所にオフサイトセンターが機能していることを確認するものとしています。

・警戒事態発生の場合の対応

オフサイトセンターの設営及び緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力及び国事故現地警戒本部との情報の共有等を行うこととしています。

・施設敷地緊急事態発生の場合の対応

現地事故対策連絡会議への職員の派遣及び国事故現地対策本部との情報の共有等を行うこととしています。

・オフサイトセンターが機能しない場合の対応

国の本部との連絡確保及び代替オフサイトセンターの立ち上げを行うこととしています。

(2) 現地災害対策本部

災害対策本部を設置した場合、被災現地と災害対策本部との間の連絡調整、被災現地において応急対策を実施するために現地災害対策本部をオフサイトセンター（使用できない場合は、代替オフサイトセンター）に設置するものとし、現地本部長には副知事を充てることとしています。

3 緊急時体制

原災法第15条第2項に基づき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、県は緊急時体制に移行します。